

旭川市駐輪対策について
取組検証（H31～R5）

ハード整備（駐輪場の設置）	
① 駅付近での駐輪場	
計画内容	自転車法では「地方公共団体、道路管理者は駐車需要の著しい地域では、公共駐輪場の設置に努めるものとする（第 5 条第 1 項）」と公共駐輪場の必要性を規定しています。 現在、買物公園とその周辺では、特に旭川駅～2 条通に駐輪が集中し、その範囲の駐輪需要（約 1,400 台）を解消するための駐輪場整備が必要となっています。 また、駐輪場の各構造形式には駐輪環境・景観や費用の面でメリット・デメリットがあります。駅付近での駐輪場のうち、駅北広場等に整備する駐輪場については、駅前広場整備計画のなかで十分に検討すべき事項として、できるだけ利用しやすい駐輪場形式とする必要があります。
実施結果	・旭川駅前広場駐輪場が 900 台、旭川駅高架下駐輪場が 200 台、旭川駅から 2 条通までに 282 台、計 1,382 台分の駐輪スペースを確保
今後の方針	おおむね目標台数に達しているが、引き続き駐輪可能な土地の確保や利用について検討していく。

ハード整備（駐輪場の設置）	
② 路外駐輪場	
計画内容	買物公園周辺の土地利用の現状では、用地を確保し新たに路外駐輪場を整備することは多額の費用が必要になります。 そのため、当面は駅北広場と高架下での駐輪場や暫定路上駐輪場での対応となりますが、将来、まちの変化により、駐輪場として使用できる空地が生じたり、ビル建設に合わせた駐輪場設置協力が得られる可能性もあります。 したがって、路外駐輪場については、今後のまちづくりの変化や駐輪需要の変化に対応し、設置の必要性を適時、検証していきます。
実施結果	・ 1 条通 7 丁目の空地を駐輪スペースとして有効活用
今後の方針	まちづくりやそれに伴う、駐輪需要の変化を見極め、対応が必要と考えられるエリアの駐輪スペースの可能性を引き続き検証していく。

ハード整備（駐輪場の設置）

③ 附置義務駐輪場

計画内容	自転車法では「地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車を設置しなければならない旨を定めることができる（第5条第4項）」と、駐輪場附置義務条例（以下「附置義務条例」という。）を規定しています。 買物公園をその周辺では、買物や通勤での駐輪も多いですが、ほとんどの施設では駐輪場が確保されていない状況です。 このため、附置義務条例を制定し、駐輪需要を発生させる一定規模以上の施設を新築、又は増築する場合に駐輪場の設置を義務付け、民間での駐輪場設置を促進します。
実施結果	・平成22年4月1日より「旭川市駐輪場の設置等に関する条例」を施行 ・令和5年度末までに、5施設において届出があり、合計610台の駐輪台数を確保
今後の方針	条例の施行により、駐輪場の設置が義務付けられた。 届出対象となる施設は少ないものの、条例に基づく届出を要し、また施行規則に基づく技術基準を遵守しなければならないことから、良好な駐輪環境の確保が可能となっている。 なお、駐輪施策や社会情勢の変化などにより条例の見直しが必要となった場合は、その都度対応することとする。

ハード整備（駐輪場の設置）

④ 設置協力

計画内容	附置義務条例は「大量の駐車需要を生じさせる施設で条例を定めるもの（自転車法第5条第4項）」が対象になります。ただ、附置義務条例の対象とならない床面積規模の施設や対象外の施設についても、自転車法第5条第3項に基づき「駐輪場設置の努力義務」を規定し、建物の新築，又は増築時にできるだけ設置するよう協力を求めます。
実施結果	・平成 22 年 4 月 1 日より施行の附置義務条例第3条で努力義務として「施設の設置者等の責務」を規定（「駐輪環境の改善を図るよう努めなければならない」） ・建築相談の都度，努力義務について説明
今後の方針	附置義務条例の努力義務によって整備された駐輪場の箇所数の把握はしていないが，附置義務条例の普及に伴い，良好な駐輪環境が確保されている建築物が増加した印象があることから，引き続き条例の普及を図り，協力を求めている。

ハード整備（駐輪場の設置）	
⑤ 暫定路上駐輪場	
計画内容	暫定路上駐輪場は，路外駐輪場や附置義務駐輪場，設置協力による駐輪場設置施策を補うための暫定措置です。 また，暫定路上駐輪場の設置を推進するためには，沿道事業者の理解と協力，通行者への配慮等が必要になります。
実施結果	・ 買物公園周辺に 990 台分の暫定路上駐輪場を設置
今後の方針	この暫定駐輪場は，一定程度の需要があり必要なものであることから，沿道事業者と協力しながら，暫定路上駐輪場の設置を継続する。

ソフト整備（放置自転車対策） ① 自転車放置禁止区域の設定	
計画内容	歩行環境を改善し、自転車利用者を駐輪場へ誘導するために、旭川駅、買物公園とその周辺を「自転車放置禁止区域」に設定し、放置しにくい環境を形成することが重要です。 短期的には、最も放置自転車が多い旭川駅付近やその他の場所での放置状況を考慮し、放置禁止区域を設定します。将来的には、旭川駅～8 条通を自転車放置禁止区域に含むよう段階的に区域を拡大し、買物公園全体の良い歩行環境の形成を目指します。
実施結果	・平成 27 年 4 月 1 日に「旭川市自転車の放置の防止に関する条例」を施行し、自転車の放置に関して、駅周辺を放置禁止区域、2 条通までを放置規制区域、3 条通から 8 条通までを放置指導区域に指定 ・放置禁止区域等における放置自転車の撤去台数は、条例が施行された平成 27 年度と令和 5 年度を比較すると、274 台から 92 台まで減少。
今後の方針	放置禁止区域等については、引き続き市民への周知を図るとともに、まちづくりの変化や駐輪需要の変化を見極め見直し等の対応を行っていく。

ソフト整備（放置自転車対策） ② 放置自転車の撤去	
計画内容	自転車放置禁止区域を設定すると、区域内での放置自転車の即時撤去が可能となります。ただし、運用するときは、自転車の放置状況等を考慮しながら、自転車利用者への警告後、一定時間経過後に撤去することや買い物目的等短時間駐輪への対応も検討する必要があります。
実施結果	・ 条例を制定し、禁止区域・規制区域・指導区域毎に放置自転車に対し警告から撤去までの日数を定めることで、買い物目的等短時間駐輪にも配慮
今後の方針	警察等と連携し、短時間であっても駐輪場を利用するよう、今後も啓発活動を継続する。

ソフト整備（放置自転車対策） ③ 撤去自転車の撤去保管費用の徴収	
計画内容	放置自転車への金銭的罰則と，行政コストに対する原因者負担の考えから，放置自転車の所有者に対して，撤去と保管に必要な費用の徴収を検討します。 買い物公園とその周辺での放置自転車の撤去台数は年間約600 台前後であり，放置自転車の撤去に係る費用が市民の税金から支出されていることから，対策費用の原因者負担が求められています。
実施結果	・ 令和元年度に条例を改正し，自転車の返還の際に撤去・保管に要した費用として 1,500 円を徴収。
今後の方針	引き続き，撤去・保管に要した費用として手数料を徴収し，原因者に負担を求める。 また，駐輪需要の変化を見極めながら，適正な手数料の額について，適時対応していく。

ソフト整備（放置自転車対策） ④ 駐輪場への誘導案内	
計画内容	駐輪場整備に併せて、サイン計画を検討し、自転車利用者を駐輪場へ円滑に案内することが重要です。 また、駐輪場マップの配布やインターネットでの情報提供、商業事業者や学校を通じた周知活動等様々な媒体から案内を充実し、現地に案内員を配置して利用者を効率的に誘導します。
実施結果	・ 駐輪場内のサインタワーの設置、委託による駐輪場の案内、ホームページ等による駐輪場の周知を実施した結果、駐輪場の適切な利用が図られたことにより、放置禁止区域等において放置自転車の撤去台数が減少した。
今後の方針	買物公園内の駐輪台数は減少しているが、駐輪場への誘導は今後も必要であるため、サインタワーの設置による駐輪場への誘導を継続、駐輪状況に応じて広報媒体を利用した駐輪場利用の周知を継続する。

ソフト整備（放置自転車対策） ⑤ 自転車の盗難防止対策	
計画内容	自転車の防犯登録は「盗まれにくくなる」「盗難された場合みつけやすい」といったメリットがあることから、盗難による放置自転車を抑制する効果が期待されます。 平成 6 年の自転車法改正に伴い、多発する自転車の盗難防止と放置された盗難自転車を所有者に返還することを目的として、自転車所有者に対し防犯登録が義務化されました。しかし、罰則が無く、自転車販売店に対しては努力義務であるため、一層の防犯登録加入が求められています。 また、防犯登録以外にも、二重施錠の徹底や駐輪場を利用することは盗難防止効果があるため、自転車利用者への周知も重要です。
実施結果	・ 警察が実施する防犯キャンペーンに協力し、駐輪場においてツーロック啓発の旗の掲示などを実施 ・ 令和 2 年に駐輪場内の防犯カメラの増設及び高画質化を行ったとともに、照明設備の LED 化によって、駐輪場内を明るくしたことにより、視認性を高め、防犯対策の強化を図った。
今後の方針	継続して自転車利用者へ施錠を促す等の周知を行い、警察と連携しながら盗難防止を進めていく。

ソフト整備（放置自転車対策） ⑥ アダプト制度による自転車整理	
計画内容	アダプト制度を活用して、店舗前の歩道等で歩行者の通行を阻害している自転車に対し、沿道事業者等の方々に整理整頓活動に協力してもらうことで、きめ細やかな対応が可能となり、自転車利用者に対しては、マナー啓発も期待できます。
実施結果	・ 本計画によるハード整備が進み、また「旭川市自転車の放置の防止に関する条例」の施行によるソフト対策の効果から、歩行者の通行を阻害する自転車が買物公園内には駐輪されていないことから、沿道事業者に対し整理整頓活動への協力依頼は未実施
今後の方針	近年、歩行者の通行を阻害する自転車の駐輪はされていないことを踏まえアダプト制度の導入は検討しないが、沿道事業者に対し、あらためて買物公園内は駐輪できないことを周知し、必要に応じて協力を求める。

ソフト整備（放置自転車対策） ⑦ 都市型レンタサイクル	
計画内容	現在、旭川市中心部の駐輪自転車には「夜間使わない」「昼間使わない」「たまにしか使わない」自転車が存在します。 これらの「長時間使わない」自転車を共有（レンタサイクル）することで、自転車の効率的利用と駐輪台数の削減を進めることが考えられます。 ただし、無料の駐輪場から有料の都市型レンタサイクルへ転換することは難しく、無料の都市型レンタサイクルに社会的意義と市民理解が得られるか等、さらなる検討が必要になります。 また、旭川駅では「観光レンタサイクル」を試験的に実施しており、今後は自転車利用促進の観点から、本格実施に向けての検討が必要です。
実施結果	・ 自転車利用者へレンタサイクルのアンケートを実施した結果、レンタサイクルを希望される方が少なかったため未検討 ・ 旭川駅における観光レンタサイクルは本格実施に移行
今後の方針	社会情勢の変化等による自転車利用者のニーズを見極め、必要に応じて対応策を検討する。

ソフト整備（マナー向上策） ① 啓発活動	
計画内容	現在，駐輪場利用を促すための街頭放送や各高校への文書による駐輪場利用の呼びかけ，交通安全教室等を実施しています。 今後も，沿道商業者や学校関係者，警察と連携し，現在の取組を継続しながら，すべての自転車利用者に対して，学校・職場・地域・家族等人のつながりや，広報誌・街頭放送・パンフレット等の媒体を通じて，ルール・マナーの啓発活動を推進していきます。
実施結果	・ 新学期が始まる 4 月に各高校に自転車利用に関する啓発ポスターの掲示による学生への周知を実施。 ・ 警察の協力の下，駅前広場において注意事項を掲示したポケットティッシュ配布による街頭啓発活動を実施している。
今後の方針	毎年，新たな社会人や学生などが自転車を利用していることから，市民への周知活動は今後も必要であるため，新学期開始にあわせた各高校へのポスター掲示依頼による啓発活動を継続する。

ソフト整備（マナー向上策） ② イベントの実施	
計画内容	イベントを実施することで、「放置自転車がなく、ゆったり散策を楽しめる買物公園」の良さを体感することができます。 現在も、買物公園では「オープンカフェ」や「朝市」等、各種イベントを実施しており、その周辺での放置自転車は減少しています。
実施結果	・近年、買物公園でのイベントは増加傾向にあり、コロナ禍で一時減少したものの、令和5年度では年間50件近いイベントの実施があった。イベント実施に伴い、自転車は停めにくい状況となっている。
今後の方針	買物公園で行われるイベントについて、道路占用許可基準に適合しているものについては従来どおり許可を行い、今後も継続してイベント実施への協力を行う。

その他（検討すべき対策）

① 駐輪場の有料化

計画内容	受益者負担の考えから、駐輪場の整備・維持費については、自転車利用者が利用料金を支払う「有料駐輪場」が考えられます。 しかし、駐輪場の有料化は「料金支払いを嫌って、自転車を路上放置する利用者が増加する」「そのため放置自転車対策の強化（対策費の増加）が必要」「駐輪料金収受のための整備コスト・維持管理コストがかかる」「自転車利用の利便性が低下する」等、様々な影響が予想されます。 駐輪場の有料化は、今後の自転車利用状況や駐輪場の整備・維持費等の自転車対策にかかるコスト等、総合的に判断し実施する必要があります。
実施結果	・ 駐輪場の利用を促進し、買物公園内の違法駐輪を減らすことを継続していたため、駐輪場の有料化については未実施
今後の方針	有料化している他都市では、駐輪場付近での放置自転車が問題となっていることもあることから、有料化の可否について慎重に検討していく。